

## いわき市医療構想会議設置要綱

### (目的)

第1条 本市の地域医療における諸課題について、行政と医療関係者が共通の認識に立ち、課題を共有し、対策について調査研究・協議し、本市の政策及び地域医療体制に反映させ、もって本市の地域医療水準の向上に資するため「いわき市医療構想会議」（以下「構想会議」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 構想会議は、別表1に定める者（以下「構成員」という。）をもって構成する。  
2 構想会議に会長及び副会長を置き、会長はいわき市長、副会長はいわき市医師会長並びにいわき市病院協議会理事長をもってこれにあてる。  
3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

### (調査研究及び協議事項)

第3条 構想会議は、次に掲げる事項について調査研究及び協議する。

- (1) 医師確保に関すること。
- (2) 救急医療に係る課題に関すること。
- (3) 小児医療に係る課題に関すること。
- (4) 産科医療に係る課題に関すること。
- (5) 健康診査・検診事業に関すること。
- (6) 公立病院と民間医療機関の連携と支援に関すること。
- (7) その他本市の地域医療に係る課題に関すること。

### (会議)

第4条 構想会議の会議は、構成員からの要請を受け会長が必要と認めた場合、会長が召集し、会長が会議の議長となる。

### (部会)

第5条 構想会議が必要と認めるときは、構想会議に部会を置くことができる。  
2 部会の構成員及び部会長は、会長が構想会議の意見を聞いて指名する。

### (専門委員)

第6条 構想会議に、特定の事項を協議するため必要があるときは専門委員を置くことができる。  
2 専門委員は、会長が構想会議の意見を聞いて指名する。

### (庶務)

第7条 構想会議の庶務は地域医療課が行う。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、構想会議の運営に必要な事項については、会長が定める。

### 附 則

この要綱は平成18年12月26日から実施する。

### 附 則

この要綱は平成19年5月21日から実施する。

### 附 則

この要綱は平成21年11月26日から実施する。

### 附 則

この要綱は平成22年4月1日から実施する。

### 附 則

この要綱は平成26年5月29日から実施する。

### 附 則

この要綱は平成30年12月25日から実施する。

### 附 則

この要綱は令和3年12月2日から実施する。